東海市告示第８６号

令和８年度東海市木造住宅除却工事費補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和８年度東海市木造住宅除却工事費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、旧基準木造住宅の除却工事を行う者に対し、補助金を交付することにより、地震発生時における建築物の建替えによる耐震化及び倒壊等による道路閉鎖を防止し避難通路の確保を図り、災害に強いまちづくりを促進することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　旧基準木造住宅　昭和５６年５月３１日以前に着工された市内に存する木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。

⑵　除却工事　住宅の全てを除却し、除却後の廃材を運搬及び処分する工事をいう。

⑶　通行障害既存耐震不適格建築物　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第５条第３項第２号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物をいい、東海市建築物耐震改修促進計画に定められているものをいう。

⑷　狭あい道路　東海市が管理する幅員４．０ｍ未満の道路等をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

⑴　次条に規定する補助対象住宅の所有者（個人に限る。以下同じ。）又は当該補助

対象住宅の除却工事の施工に関し当該所有者の同意を得た使用者（当該住宅の除却をする工事の費用を負担する者をいい、個人に限る。）であること。

⑵　市税を滞納していない者であること。

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

（補助対象工事）

第４条　補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する旧基準木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）に係る除却工事とする。

⑴　延べ面積が３０㎡以上であること。

⑵　愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第２条第３号に規定する木造住宅耐震診断による判定値が１．０未満、一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法の一般診断法若しくは精密診断法による評点が８０点未満と診断されたもの又は住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）（令和６年１月３０日国住市第４０号。以下「技術的助言」という）に基づく所有者自らが実施する旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査において倒壊の危険性があると判断されたものであること。

⑶　延べ面積の２分の１以上を居住の用に供する住宅であること。

⑷　補助対象者が２以上の住宅を一つの工事として除却する場合にあっては、いずれか一つの住宅であること。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。

⑴　補助対象経費の額に２３パーセントの割合を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

⑵　４０万円（補助対象住宅が通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合又は接する道路の全てが狭あい道路である敷地に補助対象住宅が存する場合には、５０万円）

２　補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、令和８年４月１５日から令和９年１月１５日までの間に市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

⑴　東海市木造住宅耐震診断結果報告書の写し、一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震（現地）診断の写し又は技術的助言に基づく旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

⑵　固定資産課税台帳登録証明書その他補助対象住宅が昭和５６年５月３１日以前に建築されたものであることを証明する書類

⑶　申請者が所有者と異なる場合は、当該補助対象工事の施工に関し所有者の同意を得たことを証する書類

⑷　補助対象工事に係る費用の見積書

⑸　補助対象住宅の案内図

⑹　補助対象工事の施工前の補助対象住宅の現況写真

⑺　市税を滞納していないことを証する書類

⑻　暴力団員等でない旨の誓約書

⑼　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、補助金の交付額（補助金の額が確定前のものにあっては、補助金の内定額）の合計額が予算の範囲を超えたときは、前項の規定による申請を受理しないことができる。

（補助金の変更申請）

第８条　申請者は、前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長へ提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助金の交付の内定及び通知）

第９条　市長は、前２条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、補助金交付内定通知書により申請者に通知するものとする。

（事業の中止）

第１０条　前条の規定による通知を受けた者（以下「交付内定者」という。）は、補助対象工事を中止しようとする場合には、中止届を市長に提出しなければならない。

（完了届）

第１１条　交付内定者は、補助対象工事を完了したときは、完了の日から起算して７日を経過した日又は令和９年３月１５日までのいずれか早い日までに、完了届に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　補助対象工事に係る契約書の写し

⑵　補助対象工事に係る領収書の写し

⑶　補助対象工事の施工中及び施工後の補助対象住宅の現況写真

⑷　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第９条第１項に規定する対象建設工事（建築物に係る解体工事に限る。）に該当する場合は、同法第１０条第１項又は第２項の規定による届出に係る受領票の写し

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第１２条　市長は、前条の完了届を受理したときは、現地調査を行い、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により交付内定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第１３条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

２　交付内定者は、前項の規定による支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１４条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

⑴　この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。

⑵　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

（適用除外）

第１５条　補助対象住宅が次に掲げる場合に該当するときは、この要綱による補助金の交付を受けることができない。

⑴　令和８年度東海市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱（令和８年東海市告示第８０号）又はこれに類する要綱により補助金を受けて耐震改修工事を行ったものである場合

⑵　令和８年度東海市耐震シェルター等整備費補助金交付要綱（令和８年東海市告示第８４号）又はこれに類する要綱により補助金を受けて耐震シェルター等の整備を行ったものである場合

⑶　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２条第２項に規定する特定空家等又は住宅地区改良法（昭和３５年法律第８４号）第２条第４項に規定する不良住宅（災害により著しく損壊し、建築物でなくなった住宅を含む。）に該当するものである場合

⑷　公共事業の実施による移転等に伴う補償金の対象となっている場合

（雑則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。